

ふくしま自治研修センター研修業務公募型プロポーザル募集要項

1 目的

ふくしま自治研修センター（以下「センター」という。）では、平成4年度の開所以降、社会環境の変化を見据えながら、概ね5年ごとに研修体系を見直している。令和4年度から新たな研修体系に移行することを踏まえ、研修事業者等の企画力、知識及び技術力等を活用することにより、効果的・効率的な研修を実施するため、研修科目の一部を外部委託することとし、その委託先について公募型プロポーザル方式により選定する。

2 委託の内容等

(1) 業務名

ふくしま自治研修センター研修業務

(2) 委託内容等

企画提案の考え方等については別紙1、共通仕様については別紙2のとおりとする。

具体的な科目等については、別紙3「プロポーザル対象科目・講座一覧」のとおりとし、次の点に注意すること。

ア 「提案区分」欄における「一括提案」とは、関連性の高い科目について、一貫した考え方に基づき段階的に職員の能力向上を図ることを目的として、一体的な企画提案を求めるものであるため、分割して提案することは認められない。

イ 実施形態は、別紙3「プロポーザル対象科目・講座一覧」のとおりであるが、集合研修においては、新型コロナウイルスの影響等により年度途中でオンライン研修に切り替える場合がある。

ウ 受講人数は年度によって変動がある。令和4年度の現時点での受講予定人数を記載しているが、年度明け後に正式に決定するため、クラス（講師）予定数はあくまで目安である。

エ 基準額として、これまでの契約実績等を踏まえ、一定の目安となる金額を記載しているが、経費見積の上限値となるものではない。

3 実施スケジュール

・プロポーザル実施公表	令和3年10月 1日（金）
・質問書提出期限	令和3年10月15日（金） 17時
・質問に対する回答期限（最終期限）	令和3年10月18日（月）
・参加表明書提出期限	令和3年10月29日（金） 17時
・企画提案書提出期限	令和3年12月 1日（水） 17時
・審査会	令和3年12月20日（月）
・結果通知・ホームページ公表	令和3年12月20日（月）
・委託契約締結	令和4年 4月 1日以降

4 参加資格に関する事項

(1) 法人格を有する団体であること。

(2) 令和元年度から令和3年度までの3年間に、官公庁の職員を対象とした研修の受託実績があること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

5 募集要項等の入手方法

本募集要項等については、センターのホームページからダウンロードして入手すること。
なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年10月15日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、郵送又は電子メールのいずれかの方法により受け付ける。

(3) 回答

随時、センターのホームページに掲載する。なお、最終回答は令和3年10月18日（月）までに行う。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和3年10月29日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類（各1部）

参加表明書（様式2）

参加研修一覧（様式2-1）

法人概要（様式2-2）

法人の概要が分かるパンフレット等

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法とする。

※郵送は提出期限内必着とし、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とする。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和3年12月1日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出書類等

提出物	特記事項
企画提案書提出一覧 (様式3)	・1部提出のこと。
企画提案書(様式4)	・提案番号毎に作成し、1提案につき5部提出のこと。
動画	・次の内容について、提案番号毎に作成すること。 ①企画提案にあたり重視した点、特徴(5分程度) ②担当予定講師による模擬授業(10分程度) <ul style="list-style-type: none">- 一括提案の場合は1科目のみで可。- 担当予定講師1名分で可。- 冒頭の導入、演習、講義のまとめ部分について、どのような講師がどのように講義を進めていくのかイメージできる内容とすること。 ・CD又はUSBに格納すること。 (複数提案する場合、まとめて一媒体に格納して構わない。)

(3) 提出方法

持参、郵送又は宅配便のいずれかの方法とする。

※郵送は提出期限内必着とし、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とする。

(4) その他

ア 提出された企画提案書等は選定結果にかかわらず返却しない。

イ 企画提案書の作成等プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は、審査を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

エ 企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

9 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は失格又は無効とする。

(1) 参加資格を満たさない場合

(2) 同一の者が1案件に2つ以上の企画提案書を提出した場合

(3) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

(4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(5) 提出書類に不備があった場合(軽微なものを除く。)

(6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

10 委託先候補者の選定

(1) 選定方式

委託先候補者の選定は、センターに設置する「ふくしま自治研修センター研修業務公募型プロポーザル審査会」が行う。

- (2) 審査基準及び配点
別表「審査基準表」のとおり。
- (3) その他
 - ア 審査にあたって企画提案書の内容等に疑義がある場合は、確認事項について提案者に回答を求めるものとする。
 - イ センターが求める水準に達する提案がない場合は、委託先候補者を選定しないことができる。

11 選定結果の公表

- (1) 時期
令和3年12月20日（月）
- (2) 方法
提案書を提出した事業者にも文書で通知するとともに、ホームページに委託先候補者の名称を掲載する。（委託先候補者以外の名称は公表しない。）
- (3) 情報公開
公益財団法人ふくしま自治研修センター情報公開規程により開示申請をすることができる。

12 契約

- (1) 選定された委託先候補者と具体的な研修内容及び経費等について協議のうえ見積書を徴取し、地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約の方法により委託契約を締結する。
- (2) 仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、センターとの協議により必要に応じて内容を変更する場合がある。
- (3) 協議が整わない場合は選定された委託先候補者と契約を締結せず、次点者との協議に移行する。
- (4) 令和4年度予算が可決されない場合は契約を締結しないことがある。この場合においても、プロポーザル参加者に損害が生じた場合、センターではその損害については基本的には負担しない。

13 このプロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署（問い合わせ先）

ふくしま自治研修センター 教務部
〒960-2156 福島県福島市荒井字地蔵原乙15番の1
電話 024-593-5712
FAX 024-593-5714
E-mail kyomu@f-jichiken.or.jp

- (注1) 各種書類を提出した場合は、必ず電話で到達の確認をしてください。
- (注2) メール送信の際は、件名の頭に「(プロポーザル)」と記載した上で送信してください。